

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

大 津 市

目 次

第1 総則

1 実施計画の目的	-----	1
2 実施計画の期間	-----	1
3 実施計画の区域	-----	1

第2 ごみの処理

1 ごみ排出量の計画	-----	1
2 ごみの処理主体	-----	2
(1) 家庭ごみ	-----	2
(2) 事業系ごみ	-----	2
(3) 動物の死体	-----	2
3 ごみ処理実施計画	-----	3
(1) ごみの排出抑制・再資源化計画	-----	3
ア 排出抑制の方法	-----	3
(ア) 家庭ごみ	-----	3
(イ) 事業系ごみ	-----	3
イ 再資源化の方法及び量	-----	3
(ア) 家庭ごみの再資源化の方法	-----	3
(イ) 家庭ごみの再資源化量	-----	4
(ウ) 家庭ごみの再資源化施設等の概要	-----	4
(エ) 事業系ごみの再資源化の方法	-----	5
(オ) 事業系ごみの再資源化量	-----	5
(カ) 事業系ごみの再資源化施設等の概要	-----	5
(2) ごみの収集及び運搬計画	-----	5
ア 収集及び運搬する廃棄物の量及び収集回数	-----	5
(ア) 家庭ごみ	-----	5
(イ) 事業系ごみ	-----	6
イ 収集区域の範囲	-----	6
ウ 収集の方法	-----	6
(ア) 家庭ごみ	-----	6
① 市が収集するごみ	-----	6
② 自己搬入するごみ	-----	8
③ 市では処理できないごみ	-----	8
(イ) 事業系ごみ	-----	9
(ウ) その他	-----	10
① 美化収集	-----	10
② イベントごみの廃棄物処理手数料の減免	-----	10
③ 動物の死体	-----	10
④ ごみ出し支援戸別収集サービス	-----	10
⑤ 琵琶湖市民清掃	-----	10
⑥ 他市町村排出ごみ	-----	10

(3) ごみの中間処理計画	-----	11
(4) ごみの最終処分計画	-----	12
(5) 住民・事業者に対する広報及び啓発活動	-----	12
ア ごみに関する情報の提供	-----	12
イ 環境学習の推進	-----	12
ウ 「ごみ減量と資源再利用推進会議」との連携	-----	12
(6) その他	-----	12
ア 一般廃棄物収集運搬業の許可	-----	12
イ 一般廃棄物処分業の許可	-----	13
ウ 環境産業との連携	-----	13
エ 不適正処理監視パトロールの実施	-----	13
オ 施設における搬入物検査体制の整備	-----	13

第3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量	-----	13
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理主体	-----	13
3 生活排水処理実施計画		
(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	-----	14
ア 収集及び運搬計画	-----	14
イ 中間処理計画	-----	14
ウ 最終処分計画	-----	14
(2) 住民に対する広報及び啓発活動	-----	15
ア し尿くみ取り	-----	15
イ 浄化槽の維持管理	-----	15

令和8年度大津市一般廃棄物処理実施計画

第1 総則

1 実施計画の目的

この実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するため、一般廃棄物の適正な処理に関し、令和8年度における必要な施策を定めることを目的とする。

2 実施計画の期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

3 実施計画の区域

大津市全域

第2 ごみの処理

1 ごみ排出量の計画

種 類	排 出 量 (t) ※		
		収集ごみ	持込ごみ
燃 や せ る ご み	78,332	58,585	19,747
燃 や せ な い ご み	2,970	2,504	466
大 型 ご み	1,628	875	753
か ん	567	567	—
び ん	1,628	1,628	—
ペ ッ ト ボ ト ル	790	790	—
プラスチック製容器包装	1,679	1,679	—
紙 ご み	2,689	2,689	—
乾電池・小型充電式電池	49	49	—
牛 乳 パ ッ ク	12	12	—
集 団 資 源 回 収	4,787	—	—
実験動物死体及び糞・マット	4	—	—
生 ご み	1,923 (うち市内処理) 1,038 (うち市外処理) 885	—	—
刈り草・剪定枝	5,808 (うち市内処理) 4,080 (うち市外処理) 1,728	—	—
計	102,869	69,378	20,966

※ 一般廃棄物処理基本計画の推計値及び許可施設での計画量等を参考に算出

(参考) 市外から市内許可施設へのごみ搬入量の計画 (単位: t)

生	ご	み	261
---	---	---	-----

2 ごみの処理主体

(1) 家庭ごみ

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（委託） 排出者	市	焼却	市	埋立
燃やせないごみ	市（委託） 排出者	市	破碎・資源化	市	埋立
大型ごみ	市（委託） 排出者	市	破碎 資源化 焼却	市	埋立
かん	市（委託） 排出者	市	選別・圧縮	資源化事業者により資源化	
びん	市（委託） 排出者	市	選別		
ペットボトル	市（委託） 排出者	市	選別・圧縮		
プラスチック製 容器包装	市（委託） 排出者	市	選別・圧縮		
紙ごみ	市（委託）	—	資源化		
乾電池	市（直営）	市（委託）	無害化・資源化		
小型充電式電池	市（委託）	市（委託）	無害化・資源化		
牛乳パック	市（直営・ 委託）	—	資源化		

(2) 事業系ごみ

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可業者 排出者	市	焼却	市	埋立
		市（委託）	資源化※	—	—
		許可業者	焼却・資源化	—	—
大型ごみ	許可業者 排出者	市	破碎 焼却	市	埋立

※ 刈り草・剪定枝及び水草に限る。

(3) 動物の死体

分別区分	収集・運搬	中間処理		最終処分	
	主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
動物の死体	市（委託） 許可業者 排出者	市	焼却・火葬	市	埋立・埋葬

3 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 家庭ごみ

- ①大型ごみ、紙ごみを除く全てのごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・かん・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装)は、1回の収集につき1世帯当たり90リットル以下の排出量とする。
- ②市民団体等との連携により、レジ袋削減、食品ロス削減、生ごみの水きり等の各運動を促進する。
- ③家庭から出る大型ごみの排出時に条例で定める処理手数料を負担していただくことで、物を大切に使い、壊れたら修理をして長く使うという意識や行動を促す。
- ④リサイクルショップやフリマアプリの有効活用等リユース事業を推進し、その拠点施設として大津市環境美化センター啓発施設及び大津市リサイクルセンター木戸(大津市木戸さすてなプラザに改称予定)を運営する。
- ⑤生ごみ処理機等活用事業補助制度を実施し、自家処理の推進・啓発を図る。

(イ) 事業系ごみ

- ①事業用大規模建築物(事業の用に供される延床面積の合計が1棟で1,000㎡以上の建築物)の所有者等に対して、「事業系廃棄物管理責任者」を選任するとともに、「事業系廃棄物減量等計画書」の提出を求め、事業系廃棄物の減量、資源化及び適正管理を図っていく。
- ②立入検査や搬入物の検査を実施する等、適正排出の徹底を図り、産業廃棄物の搬入防止に取り組む。
- ③不適正排出を防ぐため、ごみの排出には自由透明袋の使用を義務づけるとともに、定期的に搬入時検査を行い、分別基準の遵守状況等を確認する。

イ 再資源化の方法及び量

(ア) 家庭ごみの再資源化の方法

- ①かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、施設で不適物や異物を除去した後、リサイクル業者に引き渡す。
- ②紙ごみは新聞、雑誌・雑がみ、段ボールの別に収集し、古紙問屋に引き渡す。また、拠点回収した牛乳パックについても同様に古紙問屋に引き渡す。
- ③施設で選別できた小型家電製品については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた業者に引き渡す。
- ④施設で選別できた羽毛布団については、羽毛素材メーカーに引き渡す。
- ⑤施設で選別できた割れていない蛍光管については、乾電池や小型充電式電池とともにリサイクル業者に引き渡す。
- ⑥ごみ集積所に排出された分別の不十分なごみについては、「取り残し啓発シール」を活用して資源ごみの高品質化を図る。
- ⑦集団資源回収促進事業補助制度により、集団資源回収運動の促進を図る。
- ⑧再生資源保管庫等設置事業補助制度により、地域における効率的な資源回収の促進を図る。

(イ) 家庭ごみの再資源化量 (令和6年度実績)

種 類	資源化量 (t)	資源化率
か ん	198.99	78.46%
び ん	1,255.37	85.19%
ペットボトル	681.87	77.24%
プラスチック製容器包装	1,307.92	76.98%
紙 ご み	3,040.28	100.0%
牛乳パック	3.35	100.0%
小型家電製品	58.09	100.0%
羽毛布団 (※1)	1.08	100.0%
乾電池・小型充電式電池・蛍光管	67.65	100.0%
不燃・大型破碎資源物 (※2)	550.59	15.77%

※1 羽毛布団の資源化量は、搬出枚数からの概算

※2 大型ごみについては、事業系ごみを含む。

(ウ) 家庭ごみの再資源化施設等の概要

①燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル及び大型ごみの再資源化施設の概要

- a 施設 名：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
 所在地：大津市伊香立北在地町272番地
 型式：破碎及び手選別・機械選別方式
 処理能力：
 か ん 1.5t/5時間
 び ん 5.5t/5時間
 ペットボトル 2.0t/5時間
 大型ごみ、燃やせないごみ 10.0t/5時間
 計 19.0t/5時間

残さ処分先：大津市北部廃棄物最終処分場
 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

- b 施設 名：大津市環境美化センターリサイクル施設
 所在地：大津市膳所上別保町785番地の1
 型式：破碎及び手選別・機械選別方式
 処理能力：
 か ん 1.5t/5時間
 び ん 5.5t/5時間
 ペットボトル 2.0t/5時間
 大型ごみ、燃やせないごみ 10.0t/5時間
 計 19.0t/5時間

残さ処分先：大津市大田廃棄物最終処分場

②プラスチック製容器包装の再資源化施設の概要

- 施設 名：大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設
 所在地：大津市伊香立北在地町272番地
 型式：破袋、手選別、圧縮梱包装置
 処理能力：10.0t/5時間

その他の：不適物、異物については、可燃除去物を大津市北部クリーンセンター焼却施設にて、不燃除去物を大津市北部廃棄物最終処分場にて、それぞれ処理する。

③その他の再資源化物の引き渡し先

引き渡し先	再資源化物
大津市再生資源回収事業協同組合	鉄類、アルミ類、茶ガラス、透明ガラス
野村興産株式会社	乾電池、小型充電式電池、蛍光管、その他水銀廃棄物

黒田紙業株式会社	新聞、段ボール、雑誌・雑紙、牛乳パック
大津紙業所	新聞、段ボール、雑誌・雑紙
株式会社タケノウチ	新聞、段ボール、雑誌・雑紙
河田フェザー株式会社	羽毛布団
株式会社エコパレット滋賀	プラスチック製容器包装
東洋カレット株式会社	その他色びん
豊通ペットリサイクルシステムズ株式会社	ペットボトル
株式会社水口テクノス	小型家電製品

(エ) 事業系ごみの再資源化の方法

- ① 事業系の生ごみのうち再資源化するものは、市が許可する一般廃棄物処分業者又は市外の再生処理施設において肥料化又は飼料化する。
- ② 事業系刈り草・剪定枝のうち再資源化するものは、市が許可する一般廃棄物処分業者又は市外の再生処理施設において堆肥化又はバイオマス化する。

(オ) 事業系ごみの再資源化量（令和6年度実績）

種 類	資源化量（t）
生 ご み	1,467
刈り草・剪定枝	3,760

(カ) 事業系ごみの再資源化施設等の概要

① 生ごみ再資源化施設の概要

施 設 名	所 在 地
株式会社日映志賀 伊香立コンポストセンター	大津市伊香立北在地町515番地
株式会社水口テクノス リサイクルセンター	滋賀県甲賀市水口町松尾362番地の22
京都有機質資源株式会社	京都府長岡京市神足落迹1番地
株式会社エム・シー・エス	三重県伊賀市島ヶ原8801番地の8
株式会社イガ再資源	三重県伊賀市西之澤字薄木谷1486-6

② 刈り草・剪定枝再資源化施設の概要

施 設 名	所 在 地
株式会社日映志賀 伊香立コンポストセンター	大津市伊香立北在地町515番地
株式会社ジンジ	大津市仰木一丁目字ハチ谷337番1の一部
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山5024番地2
株式会社アヤシロ	栗東市荒張1373番地1

(2) ごみの収集及び運搬計画

ア 収集及び運搬する廃棄物の量及び収集回数

(ア) 家庭ごみ

分 別 区 分	市		排出者 (t)	計 (t)
	収集回数	収集量(t)		
燃 や せ る ご み	2回/週	58,585	111	58,696
燃 や せ な い ご み	1回/月	2,504	247	2,751
大 型 ご み	随時	875	716	1,591
か ん	2回/月	567	—	567
び ん	1回/月	1,628	—	1,628

ペットボトル	2回/月	790	—	790
プラスチック製容器包装	1回/週	1,679	—	1,679
紙ごみ	2回/月	2,689	—	2,689
乾電池	随時	49	—	49
小型充電式電池	1回/月		—	
牛乳パック	随時	12	—	12
計		69,378	1,074	70,452

※一般廃棄物処理基本計画の推計値等を参考に算出

(イ) 事業系ごみ

分別区分	市			一般廃棄物 収集運搬業者 及び排出者 (t)	計(t)
	収集回数	量(t)			
		直営	委託		
燃やせるごみ	—	—	—	19,636	19,636
燃やせないごみ	随時	—	219	—	219
大型ごみ	—	—	—	37	37
実験動物死体及び糞・マット	—	—	—	4	4
生ごみ	—	—	—	1,923	1,923
刈り草・剪定枝	—	—	—	5,808	5,808
計	—	—	219	27,408	27,627

※一般廃棄物処理基本計画の推計値及び許可施設での計画量等を参考に算出

イ 収集区域の範囲

大津市全域

ウ 収集の方法

(ア) 家庭ごみ

①市が収集するごみ

a 燃やせるごみ

具体例：家庭生活に伴って生じた生ごみ・木質ごみ・プラスチック製品・ゴム製品・皮革製品・繊維類・紙類・汚れたプラスチック製容器包装等で、長さ40cm未満かつ重さ5kg未満のもの

※枝や木くずは、長さ40cm未満かつ太さ5cm未満に切ったもの

排出方法：市指定家庭用ごみ袋で、市に届け出たごみ集積所へ、収集日の朝(午前5時から午前8時30分まで)に排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンター焼却施設

大津市環境美化センター焼却施設

b 燃やせないごみ

具体例：家庭生活に伴って生じた陶磁器類・電球・蛍光灯・ガラス類・小型家電

製品・小型金属類等で、市指定家庭用ごみ袋に納まる5kg未満のもの（傘、蛍光管のみ納まらなくても可とする）。テープで絶縁したコイン型電池（CR系、BR系に限る）

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、小型家電製品の電池及びバッテリーは取り外し、電球・蛍光灯・刃物・割れたガラス等は、紙に包む等安全な工夫をして排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

c 大型ごみ

具体例：家庭生活に伴って生じた電気器具・家具・寝具・趣味娯楽用品・自転車等で、市指定家庭用ごみ袋に納まらないものや5kg以上のもの。長さが2mを超える場合は解体又は切断するなど、収集可能な状態のもの。

排出方法：ごみコールセンター（収集希望日の1週間前までに電話）等で申し込みをし、条例で定める処理手数料の額に応じた枚数の「ごみ処理手数料券」を購入、所要事項を記入し、当該大型ごみに貼付の上、申込時に決定した収集場所へ収集日の午前8時30分までに排出する。1回の収集が5点を超える場合は立会いが必要になる。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

d かん

具体例：家庭生活に伴って生じた缶詰・菓子缶・ミルク缶・飲料用空き缶・スプレー缶・エアゾール缶・カセットコンロ用ボンベ

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、中を洗浄できる形状のものは水洗いして、また、スプレー缶等は穴を開けず中身を完全に出し切ってから排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

e びん

具体例：家庭生活に伴って生じた飲料用、食料用、調味料用のガラスびん。化粧品のびん等、口に含むもの以外のものが入っていたびんや耐熱びんは燃やせないごみとして排出する。

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、ふたをはずし、中を水洗いして排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。また、資源化向上を促進するため、平ボディ車にて収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

f ペットボトル

具体例：家庭生活に伴って生じた飲料用、調味料用ペットボトルでPETボトル識別表示がされているもの

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、ふたとラベルをはずし、中を水洗いして排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

g プラスチック製容器包装

具体例：家庭生活に伴って生じた袋類・ネット類・パック・カップ・ボトル・キャ

ップ・フィルム・ラベル・トレイ・緩衝類等の容器包装で、プラスチック製容器包装識別表示（プラマーク）がされているもの

排出方法：燃やせるごみに同じ。なお、必ずきれいな物だけ排出する。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：大津市北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設

h 紙ごみ

具体例：家庭生活に伴って生じた新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール

排出方法：種類ごとにまとめて紐でくくる。排出場所及び排出時間帯は、燃やせるごみに同じ。

収集方法：別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

搬入先：市内の古紙問屋

i 乾電池

具体例：家庭生活に伴って生じた使用済みの筒型乾電池

排出方法：市役所・各市民センター並びに北・南消防署及び小中学校の回収箱へ排出する。

収集方法：市役所・各市民センターは月2回、その他の施設は3か月に1回収集する。

搬入先：大津市北部廃棄物最終処分場

j 小型充電式電池（Ni-cd、Ni-MH、Li-ion）

具体例：家庭生活に伴って生じた小型充電式電池で販売店回収対象外のもの

排出方法：(a)燃やせるごみに同じ。

※びんの日に、びんとは別の袋に入れて排出する。

(b)廃棄物減量推進課の窓口へ持ち込む。

収集方法：(a)別に定める収集区域ごとの収集日に収集する。

(b)窓口で直接回収する。

搬入先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設

大津市環境美化センターリサイクル施設

大津市北部廃棄物最終処分場

K 牛乳パック

具体例：家庭生活に伴って生じた飲料用牛乳パック

排出方法：各市民センターの回収箱へ排出する。

収集方法：月1回収集する。

搬入先：市内の古紙問屋

②自己搬入するごみ（具体例及び排出方法は①の各項目に同じ。）

1日1回のみ 重さ300kgまで

a 燃やせるごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、大型ごみ

搬入方法：搬入日の前日までにごみコールセンター等へ申し込み、大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

b 燃やせないごみ

搬入方法：搬入日の前日までにごみコールセンター等へ申し込み、陶磁器類・ガラス類は、大津市北部クリーンセンター又は大津市大田廃棄物最終処分場に、小型家電製品・小型金属類等は大津市北部クリーンセンター又は大津市環境美化センターに搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

③市では処理できないごみ

a 有害性のあるごみ

具体例：毒物・劇物・農薬・医薬品等

処理方法：販売店のほか、専門の処理業者に依頼する。

b 危険性のあるごみ

具体例：注射針や感染性のあるもの
処理方法：医療機関等に返却する。

c 爆発性、発火性、引火性のあるごみ

具体例：ガス抜き等がされていないカセット式ガスボンベ
処理方法：販売店のほか、カセットボンベお客さまセンターに依頼する。
具体例：シンナー・塗料・ガソリン・廃油等
処理方法：販売店のほか、専門の処理業者に依頼する。

d 特定家庭用機器廃棄物

具体例：エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
処理方法：(a)販売店又は家電リサイクル協力店に依頼する。
(b)ごみコールセンターに電話で申し込みをし、収集日時・排出場所等を決定。郵便局で「家電リサイクル券」を購入の上、収集日に立会いの下、条例で定める収集及び運搬手数料をごみ処理手数料券で納入する。
(c)事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入の上、自ら指定引取場所に持ち込む。

e 指定再資源化製品

具体例：デスクトップ及びノートパソコン・パソコン用ディスプレイ
処理方法：(a)製造業者等に依頼する。
(b)有限責任中間法人パソコン3R推進協会に依頼する。
(c)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社が行う「宅配便を利用した使用済みパソコンや小型家電製品を回収するサービス」を利用する。
具体例：小型充電式電池・スマートフォン・加熱式たばこ
処理方法：販売店（一般社団法人JBRCの回収協力店）に依頼する。ただし、販売店で回収できないもの限り、前記（①j）の小型充電式電池と同じく、びんの日に排出もしくは廃棄物減量推進課の窓口を持ち込む。

f 適正処理困難物

具体例：自動二輪車及びその部品
処理方法：取扱店のほか、二輪車リサイクルコールセンターに依頼する。
具体例：自動車及びその部品
処理方法：販売店のほか、自動車リサイクルコンタクトセンターに依頼する。
具体例：消火器
処理方法：指定引取場所へ持ち込むほか、販売店や消火器リサイクル推進センターに依頼する。
具体例：FRP船
処理方法：販売店のほか、FRP船リサイクルセンターに依頼する。
具体例：温水器・ピアノ・農業機械
処理方法：販売店などに依頼する。

(イ) 事業系ごみ

①燃やせるごみ（刈り草・剪定枝を除く）

具体例：事業活動に伴って生じた生ごみ・木質ごみ・繊維類・紙類等
搬入方法：排出者もしくは排出者から収集運搬を受託した許可業者が、下記の処理施設へ搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。
搬入先：天津市北部クリーンセンター焼却施設
天津市環境美化センター焼却施設

②大型ごみ

具 体 例：事業活動に伴って生じた家具・寝具等で、最大の辺又は径が40cm以上2m未満のものであり、かつ、破碎・切断した場合に前記((イ)①)の燃やせるごみになるもの。1日1回5点まで。

搬入方法：排出者もしくは排出者から収集運搬を受託した許可業者が、搬入する前日までに搬入申出書を提出し承認を受けた後、下記の処理施設へ搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

搬 入 先：大津市北部クリーンセンターリサイクル施設
大津市環境美化センターリサイクル施設

③焼却処理できる刈り草・剪定枝

具 体 例：事業活動に伴って生じた刈り草・剪定枝で、長さ70cmかつ太さ5cm未満のもの

搬入方法：排出者もしくは排出者から収集運搬を受託した許可業者が、市への事前相談を経て、搬入予定日の1週間前までに搬入申出書を提出し承認を受けた後、下記の処理施設へ搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。ただし、現金払いの場合は、事前手続きは不要とする。

搬 入 先：大津市北部クリーンセンター焼却施設
大津市環境美化センター焼却施設

④再生処理できる刈り草・剪定枝及び生ごみ

ここで言う再生処理とは、堆肥化又はバイオマス化とする。

搬入方法：a 排出者もしくは排出者から収集運搬を受託した許可業者が、市内の一般廃棄物処分業許可業者に持ち込む。

b 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定に基づき、関係市町村の一般廃棄物処理実施計画との整合を確認した上で、排出者もしくは排出者から収集運搬を受託した許可業者が、市外の一般廃棄物処分業許可業者に持ち込む。

c 排出者もしくは排出者から収集運搬を受託した許可業者が、市への事前相談を経て、搬入予定日の1週間前までに搬入申出書を提出し承認を受けた後、本市が指定する場所へ搬入し、条例で定める処分手数料を納入する。

(ウ) その他

①美化収集

自治会や子ども会、老人会、PTAなど市民で構成される団体、社会教育団体やNPO法人などの公益的活動を行う非営利団体などが、道路、公園、河川及び地域等の公共の場所における散在性ごみ（紙くず、タバコの吸い殻、空き缶、ペットボトルなど）など、営利を目的としない美化活動で出たごみの収集を行う。

②イベントごみの廃棄物処理手数料の減免

学区自治連合会、自治会、子ども会、女性会等が、地域コミュニティの形成や自治協働活動の推進を図る目的で実施又は参加する祭りや運動会、文化祭等のイベントで生じたごみで、関係する大津市の所管課において確認ができるものについて廃棄物処理手数料の減免を行う。

③動物の死体

飼主が存在しない又は明らかでない動物の死体は、次に規定するものを除いて市が収集する。ただし、道路、公園等の自由かつ容易に通行・進入することができる公共の場所以外の場所にあつては、その土地又は建物の占有者又は管理者は、当該動物の死体をポリ袋等の適当な容器に入れて近接する道路まで搬出するなど、市の収集に協力しなければならない。

a 国道、県道及び自動車専用道路の敷地にあるもの

b 鉄道敷にあるもの(踏切、市道と重なっている部分等を除く。)

c 琵琶湖、内湖、河川等の水面にあるもの

- d 山林にあるもの
- e 有害鳥獣として駆除されたもの
- f 文化財保護法に規定する特別天然記念物に該当するもの

④ごみ出し支援戸別収集サービス

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「おおつゴールドプラン2024」に基づき、本市が定期収集する廃棄物をごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を支援するため、自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集する「ごみ出し支援戸別収集サービス」を実施する。

⑤琵琶湖市民清掃

市民一人一人の自主的な参加で成り立ち、琵琶湖の環境保全に大きな成果を上げている琵琶湖市民清掃について、ごみの処理が適正かつ円滑に行われるよう協力する。

⑥他市町村排出ごみ

他市町村で処理ができない事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定に基づく搬入の事前協議を整え、適切に処理を行う。

(3) ごみの中間処理計画（再資源化を除く。）

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める一般廃棄物を中間処理する。

ア 大津市北部クリーンセンター

所在地：大津市伊香立北在地町272番地

型式：リサイクル施設 破砕及び手選別・機械選別方式

焼却施設 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉

プラスチック容器資源化施設 破袋、手選別、圧縮梱包

処理能力：リサイクル施設 19.0t/5時間

焼却施設 175t/日(87.5t/日×2基)

プラスチック容器資源化施設 10.0t/5時間

処理する一般廃棄物の種類：燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装

イ 大津市環境美化センター

所在地：大津市膳所上別保町785番地の1

型式：リサイクル施設 破砕及び手選別・機械選別方式

焼却施設 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉

処理能力：リサイクル施設 19.0t/5時間

焼却施設 175t/日(87.5t/日×2基)

処理する一般廃棄物の種類：燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、かん、びん、ペットボトル

ウ 大津聖苑動物炉

所在地：大津市膳所上別保町761番地

処理する一般廃棄物の種類：動物の死体

その他：鳥、カメなどの小動物は、環境美化センターにて処理する。

エ 志賀聖苑動物炉

所在地：大津市木戸1494番地の1

処理する一般廃棄物の種類：動物の死体

その他：鳥、カメなどの小動物は、北部クリーンセンターにて処理する。

オ 三重中央開発株式会社

所在地：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

処理する一般廃棄物の種類：燃やせるごみ

カ 株式会社美濃ラボ

所在地：岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

処理する一般廃棄物の種類：実験動物の死体及び糞・マット

(4) ごみの最終処分計画

次に掲げる最終処分場において、不燃性一般廃棄物を埋立処分する。

ア 大津市北部廃棄物最終処分場

所在地：大津市小野地先 [増設2期]

埋立面積：14,600㎡

埋立容量：188,200㎥

残余埋立容量：19,982㎥ (令和7年12月末時点)

処分する一般廃棄物の種類：燃やせないごみ及び中間処理残さ

埋立計画：廃棄物と覆土とのサンドイッチ方式により埋立処分する。

イ 大津市大田廃棄物最終処分場

所在地：大津市大石曾東町字大田1092番地

処分場面積：74,000㎡

埋立面積：41,200㎡

埋立容量：460,000㎥

残余埋立容量：194,459㎥ (令和7年12月末時点)

処分する一般廃棄物の種類：燃やせないごみ及び中間処理残さ

埋立計画：廃棄物と覆土とのサンドイッチ方式により埋立処分する。

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地：神戸市東灘区向洋町地先

処分場面積：880,000㎡

埋立容積：15,000,000㎥

処分する一般廃棄物の種類：中間処理残さ(焼却灰、不燃残さ)

埋立計画：委託により大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎基地に搬入したのち、同センターにより埋立処分される。

(5) 住民・事業者に対する広報及び啓発活動

ア ごみに関する情報の提供

分別区分、収集日、減量・再資源化、美化活動等について、「ごみの分け方出し方」、「家庭ごみ おおつごみ分別・減量ガイドブック」、「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」、「広報おおつ」、大津市ホームページ、スマートフォン用アプリ、自治会・市民向けチラシ等により、適正なごみの排出とごみの減量や資源化についての周知啓発を行う。

イ 環境学習の推進

「熱心まちづくり出前講座」を開催し、本市におけるごみの状況や分別と適正排出について説明するとともに、市民と意見交換する。

また、小学校4年生の社会科副読本「くらしとごみ」を作成し、ごみ出しマナーやリサイクルについて学習してもらい、適正なごみの排出や3Rへの意識を高める。

ウ 「ごみ減量と資源再利用推進会議」との連携

「ごみ減量と資源再利用推進会議」は、市民一人一人がごみの問題を、自らの生活環境を守る自らの問題として正しく認識することを目指し、昭和56年5月30日に市民会議として発足。各種団体・事業者で構成され、ごみの減量と資源再利用につながる市民運動を牽引していることから、これを全市的に展開し、実践できるように連携して取り組む。

(6) その他

ア 一般廃棄物収集運搬業の許可

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条に規定する書類及び業務実績による審査を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び同法施行規則第2条の2に規定する要件を満たした場合に限り、2の(2)に掲げる事業系ごみの処理主体の表と照

らし合わせ許可する。また、許可の更新を受けようとする者が、直近の許可に係る期間の間において当該業の実績がないと認められる場合は、更新許可しない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。なお、事業系一般廃棄物の減少を見込んでいる中、市内の一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるよう、新規の許可は付与しない。ただし、許可業者が個人から法人になったとき、又はこれに類似する場合の新規の許可についてはこの限りでない。

イ 一般廃棄物処分業の許可

再資源化を促進するため、事業系の生ごみ・刈り草・剪定枝の再資源化処理に限り、市内で発生する当該ごみの発生量に見合う処理量を限度として一般廃棄物処分業の許可を行う。

ウ 環境産業との連携

生ごみ・刈り草・剪定枝など、市外の一般廃棄物処理施設により再資源化が可能なものについて、関係自治体と連携をとり、当該施設の活用を図る。

エ 不適正処理監視パトロールの実施

市に寄せられる不法投棄等に関する通報は年間300件を超える。不法投棄等を防止するためには、早期に発見し、未然防止等の必要な措置を講じることが有効である。そのため、市職員が日常的に市全域で監視パトロールを行っている。また、不法投棄等の行為者が特定された際は関係機関と連携して行政指導や行政処分を行い、行為者が特定できなかった場合については、警告看板等の設置や啓発チラシの配布により周知を図っている。さらに、不法投棄等が多発する地域については、廃棄物不法投棄等監視員を設置し、重点的に監視を実施することで、不法投棄等の防止に取り組んでいる。

オ 施設における搬入物検査体制の整備

大津市一般廃棄物処理施設に搬入される廃棄物について、適宜、確認・検査を実施し、搬入禁止物の混入を防止する。また、搬入物検査（展開検査）を定期的の実施し、受入基準に適合しない廃棄物を排除するため、分別及び資源化の徹底について、指導を強化する。

第3 し尿処理

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量（令和6年度実績）

し	尿	3,963.1k1
浄	化 槽 汚 泥	7,101.6k1
	計	11,064.7k1

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理主体

分 別 区 分	収 集 及 び 運 搬				処 分		
	市		収集 運搬 業者	排出 者	市	処 分 業 者	
	直営	委託			直営 (※)		
し	尿	—	○	—	—	○	—
浄	化 槽 汚 泥	—	—	○	—	○	—

※ 運転管理委託を含む。

3 生活排水処理実施計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

ア 収集及び運搬計画

(ア) し尿

おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。

計画収集量 3,829k1

(イ) 浄化槽汚泥

排出者の申込に応じて、市の許可した業者により随時収集する。

計画収集量 5,205k1

イ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、中間処理をする。

(ア) 大津市志賀衛生プラント

所在地：大津市北比良1039番地の3

処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理及び高度処理

処理能力：23k1/日

処理する一般廃棄物の種類：し尿及び浄化槽汚泥

処理量：許可及び委託業者収集分 4,336k1

焼却方式：流動床式焼却炉

残さ処分先：大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場（焼却灰及び沈砂）

(イ) 大津市北部衛生プラント

所在地：大津市仰木の里一丁目24番1号

<前処理施設>

前処理設備：ドラムスクリーン＋スクリュープレス

脱臭設備：酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着

処理能力：※48k1/日

処理する一般廃棄物の種類：し尿及び浄化槽汚泥

処理量：許可及び委託業者収集分 4,698k1

残さ処分先：大津市北部クリーンセンター（しさ）

大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場（沈砂）

※現在、北部衛生プラントの前処理施設以外の施設については休止しており、前処理及び下水道への投入のみを行っている（日最大汚水量（希釈後）500m³）。

ウ 最終処分計画

(ア) 大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場

所在地：（1）神戸沖処分場（神戸市東灘区向洋町地先）

（2）大阪沖処分場（大阪市此花区北港緑地地先）

処分場面積：（1）880,000m²、（2）950,000m²

埋立容積：（1）15,000,000m³、（2）14,000,000m³

処分する一般廃棄物の種類：中間処理残さ（焼却灰及び沈砂）

計画処分量：焼却灰20t、沈砂6t

(イ) 三重中央開発株式会社

所在地：三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地

処分方法：乾燥肥料化又は焼却処理

処理能力：130t/日

処分する一般廃棄物の種類：脱水汚泥

計画処分量：100t/年

※（イ）の施設が所在する市と事前に協議を行い、当該市の実施計画との整合性を図るよう努めている。なお、当該施設への搬出は、本市施設の運転に支障が生じた場合に実施することとしている。

（２）住民に対する広報及び啓発活動

ア し尿くみ取り

収集地域における収集日を、広報おおつ及び大津市ホームページで周知し、市民の利便を図る。

イ 浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理の必要性について、浄化槽管理者に対し啓發文書を送付している。